令和６年度文化財保護審議会　議事録

日時：令和７年３月７日（金）13 時 00 分～13 時 30 分
会場：県庁本館３階特別会議室
出席委員：（対面出席）佐々木会長、市澤委員、上野委員、櫻井委員、高橋委員、原委員、巻山委員、梅干野委員、山田委員、（オンライン出席）泉山委員、井田委員、杉森委員

（１）開会

○事務局（三木文化財係長）

ただ今から、令和６年度長野県文化財保護審議会を開会いたします。私は進行を務めさせていただきます文化財係長の三木です。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり長野県県民文化部長の直江崇からご挨拶を申し上げます。

○直江部長

令和６年度文化財保護審議会にご出席賜りましてありがとうございます。また日頃から様々な機会にご指導・ご助言を賜りますとともに、指定候補物件の現地調査等でも多大なるご尽力をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げます。さて、本県の文化財行政でございますが、今年度、令和６年度４月当初より、教育委員会から知事部局へ移管がされたところでございます。文化財行政を文化芸術政策と一体として推進していきますことによりまして、様々な県の観光分野などの政策と文化財の保全活動を連携させて、一体的に充実強化していくために移管を行ったという状況でございます。そのような中で文化財の保存や活用に鋭意取り組んでいるところでございます。

本日の審議会におきましては、長野県無形民俗文化財および長野県名勝の指定につきまして、それぞれ１件、計２件の諮問をお願いする予定でございます。委員の皆様におかれましては、審議会の後に予定をしております部会を含めますと、午後４時まで３時間ほど長時間に及ぶご審議となりますけども、ぜひ諮問案件への質疑など積極的にご意見を賜りまして、本日の諮問について審議をいただいて参りたいと思っております。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（三木文化財係長）

本日は改選後最初の審議会でございますので、委嘱状をお手元に配付しております。また、このたびの改選により、新たに山本聡美様及び巻山圭一様に委員に就任いただいております。山本様につきましては本日ご欠席ですので、巻山様に簡単に自己紹介をいただきたいと思います。巻山委員お願いいたします。

○巻山委員
　専門は民俗学ということで、安曇野市明科に住んでおります。よろしくお願いします。

○事務局（三木文化財係長）
　ありがとうございました。続きまして事務局の出席者から自己紹介を差し上げます。

○事務局（水上文化振興課長）
　文化振興課長の水上俊治と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（田中企画幹兼課長補佐）
　同じく文化振興課企画幹兼課長補佐の田中洋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（三木文化財係長）
　それでは、本日の委員の出席状況について申し上げます。審議会委員 15 名中 12 名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数にご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第 42 条第２項の規定により、本会が成立することをご報告いたします。
　それでは会議を進めたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、本日は委員改選後最初の審議会でございますので、条例第 41 条第 1 項の規定に基づきまして、会長の選出をお願いしたいと思います。なお、条例では、審議会に会長を置き、委員が互選するとございますので、委員の皆様、どなたかご推薦等ございましたらご発言をお願いいたします。
【市澤委員挙手】
　市澤委員お願いいたします。

○市澤委員
　私も何期か委員を務めさせていただいて、特に佐々木会長のもとでやらせていただいています。佐々木会長の審議会運営は非常に安定しているし、また円滑です。そして、それぞれの分野についてコメントをいただいたりしてきておりますので、ぜひ佐々木委員に今期も会長をお願いしたいと思います。以上です。

○事務局（三木文化財係長）
　ただいま市澤委員から佐々木委員に引き続き会長をお務めいただければというご発言がございました。他の委員の皆様、何かご意見はございますか。
【発言なし】
　特によろしいでしょうか。それでは引き続き佐々木委員に会長をお務めいただきたいと考えますが、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

【発言なし】
　よろしいでしょうか。それでは引き続き佐々木委員に会長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、会長席に移動をお願いいたします。
【佐々木会長が委員席から会長席へ移動】
　ただいま会長に選出されました佐々木会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇佐々木会長
　ただいま会長に選出されました佐々木です。よろしくお願いいたします。今までもずっと会長を務めていたので、いろいろ思うところがあるのですが、最近小諸城址懐古園を名勝に諮問するにあたって、いろいろな資料を整えてきました。そこで感じたことを紹介したいと思います。
　文化財の価値を守っていくといった場合に、いろいろなことを考えなければなりません。例えば、文化財の価値というのは一つではなく複数ある可能性があります。さらに、一つの価値でも多面的な見方をすると、いろいろな側面が見えてくる場合があります。私達、文化財保護審議会の使命は、答申をして文化財を守っていくことにありますけれども、同時にどのようなところに文化財の価値があるのか、ひょっとしたら埋もれている価値はないのか、文化財ができた当時はどんな意味を持っていたのかといったことを深く知らなければならないと思います。そうしないと文化財の価値を守ることができないということを改めて再認識した次第です。
　委員の皆様も専門の分野毎に同様のことがあると思います。ぜひ多様な価値、あるいは多様な見方についてもう一度既存の文化財に対しても考えていただきたいと思いました。以上簡単ですが挨拶といたします。

〇事務局（三木文化財係長）
　佐々木会長ありがとうございました。次に、条例第 41 条第３項に会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する旨の規定があります。この規定に基づき、佐々木会長におかれましては、会長職務代理者の指名をお願いいたします。

〇佐々木会長
　着座にて失礼いたします。今まで職務を担っていただきました高橋委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

〇事務局（三木文化財係長）
　それでは高橋委員、よろしくお願いいたします。次に事務局から日程等の説明をさせていただきます。初めに資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、審議会資料、部会資

料、指定候補物件一覧表になります。本日の日程ですが、お手元の審議会資料１ページの次第をご覧ください。この後審議会を１時半までの予定で開催し、その後、休憩を挟んで１時40分から各部会での審議を行っていただく予定としております。

次に、文化財の指定状況等についてご説明いたします。審議会資料の３ページをご覧ください。２月26日時点の県内の国・県指定等文化財の件数ですが、一番下の総計で1,469件となっております。４ページは、令和５年度の国・県の指定等の状況です。県関係では、２件の県宝の指定を行うとともに、県天然記念物の指定解除１件を行っています。５ページをご覧ください。今年度の指定状況です。まず、国指定等について申し上げます。８月に須坂市須坂地区の伝統的な建造物群が重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。その他には白髭神社拝殿など20件が登録有形文化財に登録されたところです。６ページから13ページは、長野県の文化財保護条例、14ページから17ページは、長野県宝等の指定等に関する基準を載せております。条例では、教育委員会から知事部局への移管により、教育委員会や教育長が知事に置き換えられています。以上、指定状況などについて簡単にご説明いたしました。

次に18ページをご覧ください。新しい長野県史の編纂についてです。原始・古代から第二次世界大戦までの近代を対象とした「長野県史」の完結から30年余りが経過し、歴史資料の散逸や証言者の減少が進んでいることなどから、県では戦後現代史を中心とした新しい県史の編さんを、長野県成立 150 年の節目となる令和８年度から開始する予定としております。これに向けて、編さんの基本的な方針について、令和５年度より有識者による懇談会を開催し、様々な分野の方々から広くご意見を伺うとともに、パブリックコメントを経て、資料のとおり「新しい長野県史編さん大綱案」を取りまとめました。近日中に大綱を策定し、来年度は有識者のご意見を伺いながら、刊行の方法や編さんの方針等を具体化した「編さん計画」の検討等の準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

（２）諮問

○事務局（三木文化財係長）

それでは、本日付けで知事から２件の諮問を行います。直江部長、佐々木会長お願いいたします。

○直江部長

長野県文化財保護審議会長様。長野県知事。長野県無形民俗文化財および長野県名勝の指定について諮問。下記の文化財を、長野県無形民俗文化財及び長野県名勝に指定したいので、文化財保護条例第25条第３項及び第30条第２項の規定により貴審議会の意見を求めます。

１点目。長野県無形民俗文化財に指定する文化財。名称、深見の祇園祭り。２点目。長野県名勝に指定する文化財。名称、小諸城跡懐古園。以上でございます。よろしくお願いいた

します。

〇佐々木会長
　わかりました。
【直江部長から佐々木会長へ諮問書を手交】

（３）審議
〇事務局（三木文化財係長）
　それでは議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、条例の規定により、佐々木会長にお願いいたします。

〇佐々木会長
　それでは、議長を務めさせていただきます。

〇佐々木会長
　それではまず、本日の議事録署名人を、泉山委員さん、巻山委員さんにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

〇佐々木会長
　次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音につきましては、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。本日も審議会につきまして、これを許可し、審議会終了後に開催される部会につきましては、これを許可しないこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。いつもどおりのことです。ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影および録音については、審議会について、これを許可いたします。

〇佐々木会長
　それでは先ほど諮問された案件につきまして、事務局から具体的な説明をお願いいたします。

〇事務局（水上文化振興課長）
　事務局の方からご説明いたします。先ほどの諮問のとおり、諮問案件につきましては、長野県無形民俗文化財に指定する文化財として阿南町の深見の祇園祭り、それから長野県名勝に指定する文化財として小諸市の小諸城址懐古園の２件でございます。詳細についてこれから担当からご説明いたします。

〇事務局（三木文化財係長）

まず１件目の「深見の祇園祭り」について担当から説明させていただきます。審議会資料の 23 ページをご覧ください。この祭りの保存団体の所在地は、下伊那郡阿南町東城 469、保存団体の名称は、深見祇園まつり保存会になります。

この祭りの概要と特色について説明させていただきます。「１　歴史的概要」をご覧ください。「深見の祇園祭り」は、近くでは天然湖の深見の池の端で打ち上げられる花火祭りとして知られています。阿南町東城深見の諏訪神社の境内社、津島社の疫病鎮送を目的とする祭りであります。津島社は社伝によると、諏訪神社の摂社として、天保７年（1836 年）に尾張津島神社から建速須佐之男命、いわゆる牛頭天王の分霊が勧請され、神社文書によると、天保 12 年に覆屋が建てられ、その年から深見の祇園祭りは始まったと伝えられています。

現在、７月の第４土曜日に開催される「宵祭り」は、諏訪神社および津島社の祭典であるのに対して、翌日の日曜日に行われる「本祭り」は諏訪神社の祭典とされています。この「宵祭り」が尾張津島天王祭と共通点を多く持つ疫病鎮送を目的とする祭りであることから、県では昭和 48 年に県選択無形民俗文化財「深見の祇園祭りの習俗」として選択したところです。このたび指定に向けて諮問を行った深見の祇園祭りの範囲は、この選択と同じく「宵祭り」の範囲としたいということでございます。

「２　祭の概要と特色」です。現在、「深見の祇園祭り」は次の順序で行われています。ここから漢字が続いていますので簡単に申しますと、まずは神社の境内まできおいで子供たちが行きますと、神輿に諏訪神社と津島神社の両方から神様に神輿に移っていただきます。そして神輿に神様を乗せてから、深見の池のまで１キロほど下ったところにある深見の池に下っていきまして、そこに用意されている筏に神輿を乗せて、岸から少し離れたところに筏を動かします。そのあたりから花火は始まります。その花火の最中に、湖上での儀式が行われますが、その儀式の最後に湖上の祭典として疫病神を託した大幣を池に投げ入れます。この大幣を投げる行為が、津島天王祭に見られる行為だということです。この湖上での行事が終わりますと、また諏訪神社と、津島社に神輿を戻してこの祇園祭りは一旦終わるということになります。その特徴は 12 個の提灯をつけた柱を立てた筏を浮かべて湖上で祭典を行い、疫病神を託した大幣を池に投げ入れるところにあります。こうした特徴は、華やかな車楽船と１年の穢れを植物の葭に託して水辺に流す神葭流しといった二つの祭典に特徴づけられる尾張津島天王祭と共通点が認められます。なお、境内に建てられる 48 個の提灯を吊るしたお山飾りについては、京都祇園祭の山車との関連性が指摘されているところでもあります。また、奉納煙火は南信州の特徴であり、仕掛け煙火の最後に、大三国と呼ぶ筒煙火を打ち上げます。これは当地方独特の煙火で、こうした煙火を浴びると厄が落ちると考え、火の粉の降り注ぐ中に入って火の粉を浴びることも特徴であります。

諮問の理由でございます。長野県下の牛頭天王社の祭りには京都市・八坂神社系のものと、愛知県津島市・津島神社系のものとの二系統が存在しています。「深見の祇園祭り」は後者の系譜を引きつつも、大三国に代表される仕掛け煙火の奉納なども加わり、南信州独自の展開を遂げたものであり、貴重であります。

指定基準は、「第４　長野県無形民俗文化財の指定基準（１）、風俗習慣のうち由来、内容等において県民の基礎的な生活文化の特色を示し典型的なもの」になります。説明は以上になります。

○事務局（寺内文化財指導主事）

続きまして、小諸城址懐古園のご説明をさせていただきます。名勝を担当しております寺内と申します。よろしくお願いいたします。資料は 28 ページからになります。名称、小諸城址懐古園。所在地、小諸市丁字三之門内 311 ほか。所有者の住所および氏名、懐古神社、小諸市丁字三之門内 311 ほかを所有しております。住所は、小諸市丁 314 になります。所有者がもう一つ、小諸市が所有しておりますのが、小諸市古城一丁目 264-６ほか。所有者の住所、小諸市相生町三丁目３番地３号になります。年代は近世以降となります。

「概要および特色」につきましては資料を要約しながら説明させていただきます。小諸城址懐古園は小諸駅の西に位置し、その西は急峻な崖となり、その下を千曲川が南から西へと流れています。千曲川から見ると、丘の上に位置しているように見え、標高は本丸付近が 663m で、北側西側南側の三方を崖に囲まれた高台に位置しております。この地に最初に城を築いたのは 1487 年のことで、山城を現在の懐古園の北に築いております。1591 年に仙石秀久が城主となり、城の規模も大きく拡張され、大手門から天守台まで築きました。城下町より低い位置に城を築いたので「穴城」と呼ばれております。城の東側にある大手門を入ると三の丸になり、三之門を入ると二の丸になります。中央に本丸が位置している構成となっております。1871 年の廃藩置県の翌年に、小諸城の土地や建物が払い下げられました。三之門から西側の本丸にある土地は、旧藩士たちが払い下げを受けました。1880 年に本丸御殿跡に懐古神社が建立され、旧藩士たちは土地を神社に寄進し、神社周辺を懐古園と呼ぶようになりました。誰でも利用できる公園とすることが懐古神社建立の目的の一つに挙げられております。1887 年からは、地元名士らが懐古園の維持管理にあたりました。1923 年には後の昭和天皇が行啓され、懐古園の名は全国に知られるようになりました。1926 年に小諸町は懐古園の公園設計を当時の公園設計の第一人者である東京帝国大学教授の本多静六博士に依頼しました。設計の大方針は、「小諸公園設計の根本方針は其独特な史跡名勝に富む珍らしい穴城の保存と、開濶雄大な眺望と湧水、閑雅なる自然美を助長し、一方変化の多い壕と森とを利用して之に多少の人工美を加え、以て一大風景美を現出せんとする」という点でありました。また公園内に区域を定め、各区域に特徴を発揮することを提案しております。また 1937 年に小諸町は再び本多博士に拡張計画を依頼し、同年『小諸公園拡張計画』が策定され、戦後にも拡張や整備が進められました。1954 年に小諸市が発足し、1956 年に都市計画決定により、都市公園制度の総合公園である「小室公園(懐古園)」となりました。1899 年から 1905 年にかけて小諸市に滞在した島崎藤村はこの場所に親しんでいることがうかがえます。「小諸なる古城のほとり」で始まる「千曲川旅情の歌」も、小諸城址周辺が舞台であります。この詩により、懐古園は全国に知られるようになりました。また、1911 年

に刊行された『千曲川スケッチ』の中でも懐古園は述べられております。その後も植栽された桜や紅葉などにより、そして戦前の動物園の設置、戦後の児童遊園の設置により、住民に利用され続けている公園となっております。

諮問理由、小諸城址懐古園は1880年、懐古神社と懐古園の開設以来、小諸城址の地形や縄張りを維持しながら人々に利用されるように整備されてきました。基本的な空間構成は現在まで維持されております。懐古園の開設は旧小諸藩士によるものであり、行政ではございません。明治時代にはこのように住民が中心となって公園を開設することが多くありましたが、面積が広く、城跡を保存し、維持管理を続けていたケースは長野県内では稀であります。大正時代末から小諸町が公園の管理の中心となりましたが、現在まで公園として利用され続けております。また、島崎藤村が懐古園に親しみ、創作の舞台となり、詩や随筆は名高く、全国的に知られております。さらに大正時代の末からの公園整備は当時の公園計画の第一人者である本多静六博士の計画案に基づくもので、長野県内で計画され、実際に整備された場所の一か所であります。以上の点から小諸城址懐古園は学術上の価値が高く、名勝に指定して保護を図るものであります。　指定基準、第７　長野県名勝の指定基準（１）公園、庭園。以上となります。

〇事務局（水上文化振興課長）

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇佐々木会長

ただいま説明がありました２件の案件につきまして、質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑等なし】

〇佐々木会長

それでは、本日諮問のありました２件につきましては、無形民俗文化財部会及び名勝・天然記念物部会において、担当の委員さんを中心に、答申に向けて調査等をよろしくお願いいたします。以上で議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力に対しまして感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

（４）閉会

〇事務局（三木文化財係長）

これをもって令和６年度長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。引き続き１時40分から、部会審議を行いますので、委員の皆様におかれましては、時間までにそれぞれの部会が開催される部屋へご移動いただきますようお願いいたします。

なお、有形民俗部会は、議会増築棟 402 号会議室、史跡・考古資料部会は議会増築棟 403 号会議室、無形民俗文化財部会は西庁舎 108 号会議室、名勝・天然記念物部会はこの部屋になります。以上になります。ありがとうございました。

令和７年３月７日

議事録署名委員　泉山　茂之

議事録署名委員　巻山　圭一